

新型コロナウイルス感染症に関する中央病院の緊急事態について

連携医療機関各位

令和4年8月5日

岩手県立中央病院
病院長 宮田 剛

新型コロナウイルス感染第7波により、全国で爆発的に感染者が急増しております。デルタ波に比較して重症は少ないとはいえ、多数の患者さんが救急受診されることにより、他の疾患の診療に影響が出ております。また職員や入院患者さんのコロナ陽性により、新規入院が不可能となる病棟ロックダウンを余儀なくされる事態が頻発しています。さらに本人あるいはその家族が感染したことにより出勤出来ない職員が連日50名以上を数え、今後も増加が予想されることより通常の病院機能を維持することが難しくなっております。緊急性に乏しい検査や手術を減らし、その部門の職員をコロナ診療に振り分けるなどの努力を行って参りましたが、職員の負荷増加から当院の診療体制が破綻してしまう危険性のある非常事態となっております。当地域全体の救急医療体制は危機的な状況であり、当院の救急受け入れ体制を維持することは地域医療を守る当院の使命と考えます。

これらの緊急事態に基づいた特別診療体制は以下の通りです。

- (ア) 救急医療体制はこれまで通りを行う
- (イ) がん診療（手術、化学療法や放射線治療）は極力継続する
- (ウ) 緊急性が少なく延期可能な検査、手術等は延期する
- (エ) 病状の安定した患者さんの電話再診を推奨する
- (オ) 各診療科外来への新患ご紹介は緊急性を優先してお受けする

地域医療崩壊を防ぐためのやむを得ない措置であり、現時点で一ヶ月程度を予定としております。皆様におかれましては当院の状況をご理解いただき、何卒ご協力の程お願い申し上げます。ご不明の点がございましたらご遠慮なくお申し出ください